

「福山市介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について」(Q&A)

2025年(令和7年)3月24日現在

No.	質問	回答						
1	この補助金の事業概要は。	入所・入居系の介護施設等が頻発する自然災害等による万が一の停電時等に備え、継続したサービス提供の確保のために導入する小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器の購入経費の一部を補助するものです。						
2	福山市外に住所のある事業所・施設は、対象になるか。	対象事業所・施設は、福山市内に所在しており、2025年（令和7年）1月1日現在（基準日）、現に介護サービス等の提供を行っている施設に限ります。 ※運営実態があるかどうかにより判断することになります。						
3	同一の事業者（法人）が、同一住所地において複数の種別の事業を実施している場合は、どのようになるか。 また、1事業者（法人）で同一サービス種別の事業を複数運営している場合は、どのようになるか。	それぞれ別の事業所・施設とみなし、それぞれの事業所・施設ごとに申請することになります。						
4	申請は法人ごとに行うのか。	申請は、法人単位ではなく、各事業所・サービス種別単位で行ってください。 （例）1事業所で、対象となるサービスを3つ実施している場合・・・3つの申請となります。 ※申請書へは、運営法人の郵便番号・住所・名称・代表者名を記載してください。						
5	施設系、居住系等のサービスの事業所・施設は、具体的にどのように分類されているか。	「福山市介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助の申請について（通知）」の2ページ目のとおりです。 <table><tr><th>区分</th><th>施設・サービス種別</th></tr><tr><td>施設系サービス</td><td>地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム</td></tr><tr><td>居住系等サービス</td><td>認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス</td></tr></table>	区分	施設・サービス種別	施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	居住系等サービス	認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス
区分	施設・サービス種別							
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム							
居住系等サービス	認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス							
6	既に「非常用自家発電設備」を設置しているが、今回の補助金はどのようになるか。また、福祉避難所として協定を結んでいるが、その場合はどのようになるか。	既に「非常用自家発電設備」を設置済でも、福山市介護施設等非常用発電機等導入支援補助金交付要綱に規定する補助対象施設に該当する場合は、非常用発電機等の導入支援補助を受けることができます。 また、福祉避難所の協定の有無は、関係がありません。従って、補助対象施設に該当する場合は、非常用発電機等の導入支援補助を受けることができます。						
7	補助対象機器の具体を教えてください。	①小出力発電設備は、 <u>低圧（600V以下）で出力10kW未満のもの</u> ②携帯発電機は、 <u>発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、3kW又は3kVA以下のもの</u> ③蓄電器は、 <u>繰り返しの充電・放電が可能なもの</u> が補助対象です。（ <u>台数の制限は設けていません。</u> ） ※携帯発電機は、運転時間が「数時間から1日程度のもの」を想定しています。 ※ソーラーパネル（太陽光発電機）は、原則、補助対象外とします。ただし、蓄電器と一体の利用を想定し、同時購入したものに限り、補助対象とします。 ※市から、メーカーや機種 of 指定は行いませんので、それぞれの事業所・施設の規模に応じて、導入機器等を選定してください。						

No.	質問	回答
8	補助額はどれくらいか。	<u>補助上限額は、1施設当たり40万円です。</u> ※対象経費の上限額は、1施設当たり60万円（補助率は2/3）です。
9	申請開始日以前に購入した非常用発電機等は補助対象になるか。	<u>原則、2025年（令和7年）1月20日（月）から同年6月30日（月）までに購入・納品が完了した発電機等が補助対象です。</u> ※ただし、6月30日までに納品を完了する見込みがない旨の連絡が予め介護保険課にあった場合は、補助対象期間後も補助対象とします。
10	交付申請書等の申請開始時期は。	<u>2025年（令和7年）4月1日（火）から同年6月30日（月）です。</u> ※ただし、6月下旬に納品があった等の理由で、申請期間内に申請することができない旨の連絡が予め介護保険課にあった場合は、申請期間後も受付をします。
11	交付申請は、申請期間内に何回できるか。	<u>1事業所・施設につき、1回限りです。</u> <u>※補助対象機器を分けて複数回申請することはできません。</u>
12	どのように申請すれば良いか。	市ホームページの介護保険課ページ⇒「介護事業者向け支援策」ページ内に本事業の内容を掲載しています。 交付要綱、通知文（申請の流れ等を含む。）、Q&A、申請に必要な様式を掲載していますので、様式をダウンロードし必要事項を入力したうえで、添付書類と併せて申請してください。 なお、申請書は、事業所・施設の負担軽減を図るため、「交付申請書兼実績報告書」としています。 メール、郵送又は持参のいずれかの方法により、介護保険課に提出してください。 <u>※購入した発電機等の領収書又は支払書の写し、写真、カタログ等は、事業所・施設ごとにわかるようにして提出してください。（カタログのみの添付では、購入実績が確認できません。）</u>
13	補助金を受ける口座情報は、個人のものでもよいか。	個人の口座は不可です。請求書記載の請求者名と一致する法人代表者名の口座へ振込みします。 債権者登録が済んでいる場合は、「支払相手方登録依頼書」の提出は不要ですが、未登録の場合は、「支払相手方登録依頼書」の提出が必要になります。 ※未登録の事業所・施設については、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」送付時に、請求書と併せて「支払相手方登録依頼書」を送付します。
14	通帳は、どの面をコピーし添付すればよいか。	通帳の表面と一枚めくった「口座名義」、「口座番号」、「店番」が記載されている部分をコピーし添付してください。 （「支払相手方登録依頼書」の「口座名義人」欄へは、一枚めくったカタカナ表記を入力してください。）